

学校法人さくら学園寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人さくら学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡市清水区入江南町15番19号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、健全な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) さくら幼稚園
- (2) 船原幼稚園

第3章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上6名以内
- (2) 監事 2名

2 この法人に、評議員7名以上10名以内を置く。

(理事選任機関)

第6条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。
- 3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 園長のうちから評議員会において選任した者 1名以上2名以内
 - (2) 前号に掲げるもののほか、評議員会において選任した者 3名以上4名以内
- 2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 理事選任機関は、理事の総数が5名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の任期)

第8条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第9条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
- 3 理事は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第10条 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

- 2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第11条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第12条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行す

る。

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち1名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 4 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 5 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

（代表権の制限）

第14条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第3節 理事会の運営

（招集）

第15条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第24条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（決議）

第17条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) この寄附行為の変更
 - (2) 予算及び事業計画の作成又は変更
 - (3) 基本財産の処分
 - (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- (5) 残余財産の帰属者の決定
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (2) この法人の合併
- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第19条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第35条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

- 第20条** 監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の任期)

- 第21条** 監事の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

- 第22条** 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 監事としてふさわしくない非行があつたとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第 23 条 監事は、第 5 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の 2 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 2 節 職務等

(監事の職務)

第 24 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに静岡県知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第 5 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

第 6 章 評議員会及び評議員

第 1 節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第 25 条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- (1) この法人の職員のうちから選任した者 2 名
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のもののうちから選任した者 2 名以上 4 名以内
 - (3) 学識経験者のうちから選任した者 2 名以上 4 名以内
- 2 前項第 1 号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
- 3 評議員会は、評議員の総数が 7 名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任する

ことができる。

- 4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

(評議員の任期)

第 26 条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 27 条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

- 3 評議員は、第 5 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第 2 節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第 28 条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第 29 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附金品の募集に関する事項
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- (8) 寄附行為の変更
- (9) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散
- (10) 合併

第 3 節 評議員会の運営

(開催)

第 30 条 評議員会は、定時評議員会として会計年度終了後 3 月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 31 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の 3 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の 3 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 20 日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4) 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。
- 6 評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員による招集)

第 32 条 前条第 2 項の規定による請求があった日から 20 日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、静岡県道府県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(運営)

第 33 条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第 34 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 私立学校法第 92 条第 1 項に規定する決議
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。
- 4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第 35 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が

署名又は記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第 36 条 理事長、代表業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

- 2 理事長、代表業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第 7 章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第 37 条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

- 2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第 8 章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第 38 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

第 39 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第 40 条 役員及び評議員は、その地位について報酬を受けることができない。

- 2 役員及び評議員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(責任の免除)

第 41 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第 1 項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第 92 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 1 か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。*
- 4 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1 項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第 1 項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立

学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第 42 条 理事（理事長、代表業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 100 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

第 9 章 資産及び会計

(資産)

第 43 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 44 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 45 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 46 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 47 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、保育料収入、入園準備手数料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 48 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 49 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成

し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第51条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第57条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第52条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第10章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第53条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、静岡県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、静岡県知事に届け出なければならない。

第11章 解散及び合併

(解散)

第54条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 静岡県知事の解散命令

2 理事会は、前項第1号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

3 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、静岡県知事の認可を受けなければなら

い。

(残余財産の帰属者)

第 55 条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 56 条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、静岡県知事の認可を受けなければならない。

第 12 章 補則

(情報の公表)

第 57 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第 59 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事 斎藤 たつ
理事 石川 リエ
理事 諏訪 賢一
理事 岩崎 文夫
理事 杉山 八重
監事 河村 文太夫
監事 府川 慎太郎

- 2 この寄附行為は、昭和 30 年 3 月 22 日から施行する。（学校法人設立）

附 則

昭和 43 年 3 月 30 日から施行する。（船原幼稚園開設）

附 則

昭和 56 年 9 月 8 日から施行する。（国税庁標準寄附行為採用）

附 則

平成 8 年 4 月 1 日から施行する。(法人名称変更等)

附 則

平成 17 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 令和 7 年 3 月 5 日静岡県知事認可のこの寄附行為は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第 31 条、第 46 条及び第 62 条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和 9 年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 4 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。